

教育者の皆様

こんにちは、私は国政政党れいわ新選組所属、奥田ふみよと申します。

私は全国のさまざまな学校で合理的説明がつかない、人権上問題ある理不尽な校則を廃止する市民活動をしております。

その活動の一環で作った SNS 動画が小中高生に広く知られ、「ブラック校則」（私は「カルト校則」と呼んでいます）で苦しんでいる全国の子どもたちから『ふみよさん助けて！』と DM（ダイレクトメッセージ）が 1000 通ほど届いています。

さて、日本の最高法規である日本国憲法では、教育者も生徒も一人ひとりそれぞれが、表現の自由、自己決定、何より個人の尊厳を保障されています。そして、前髪が眉毛にかかっても、ツブロックにしても、髪が耳にかかっても、他の生徒たちの「学ぶ権利」は侵害されません。なぜ、禁止しなければいけないのか、合理的な理由はないと思います。そして、学校側が一方的に生徒たちへ向けて強制する校則には、何よりも大切な「子どもたちの人権」を侵害するものがあります。

このような日本国憲法に則っていない校則など無効ではないでしょうか。「教育者のプロ」であり公務員として教職に就かれている皆様は、憲法 99 条、憲法尊重擁護義務が課せられています。そうでなくても、教育者は生徒の人権を擁護する立場のはずです。

生徒をしばる校則は、生徒を主体とし、学校や保護者と対話、議論、協議を重ねて制定すべきです。何より日本国憲法に則り、誰の人権も侵害しないものにすべきです。「ルールだから、校則だから守らなければならない」は学校以外の組織では全く通用いたしません。

子どもたちを苦しめるだけの、合理的説明がつかない人権上問題のある法的根拠のない一方的で理不尽な校則を、一刻も早く廃止して下さい。



れいわ新選組 奥田ふみよ

